

愛川町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口推移（住民基本台帳人口）は、平成 14 年をピークに緩やかに減少しており、令和 7 年には 39,377 人まで低下している。

また、平成 16 年から令和 7 年の 21 年間における年齢 3 区分別人口（15 歳未満人口、15～64 歳人口、65 歳以上人口）構成の推移をみると、急激に少子高齢化が進行し、年少人口（15 歳未満）の占める割合が約 16.1%から約 9.4%へ、生産年齢人口（15～64 歳人口）の占める割合は約 69.6%から約 59.1%へと下降する一方で、老年人口（65 歳以上）の占める割合が約 14.3%から約 31.5%へと大幅に上昇している状況となっている。

本町の産業構造（令和 3 年経済センサス-活動調査-）は、町内には 1,582 事業所が存在し、第一次産業が 23 事業所（1.5%）、第二次産業が 490 事業所（31.0%）、第三次産業が 1,069 事業所（67.6%）となっており、平成 28 年との比較では第一次産業においては、3 事業所が増加し、第二次産業では 30 事業所、第三次産業では 27 事業所が減少している。

少子高齢化による生産年齢人口の減少や事業所の減少など、厳しい事業環境となっており、中小企業がこのような状況を乗り越えることができるよう、現在、所有している設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身の労働生産性の向上を図るため、本導入促進基本計画を策定するものです。

(2) 目標

本町は、導入促進基本計画を策定し、町内中小企業者等の先端設備等の導入を促すことにより、地域経済の発展及び安定した雇用の確保に努める。

先端設備等導入計画の認定については、年 10 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が

本町の経済、雇用を支えており、これらの業種で広く中小企業者等の労働生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、町内全域に所在するため、本計画の対象区域は、愛川町全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡るため、本計画の対象業種・事業は、愛川町内の全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・導入促進指針及び導入促進基本計画に適合すること。
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ・認定経営革新等支援機関において、事前確認を行った計画であること。
- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・町税を完納していること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に係るもの又はこれに類するものでないこと。